

議案第5号

新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

新居浜市事務分掌条例（平成14年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条企画部の項中第7号を削り、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）地方創生に関する事項

第1条総務部の項中第9号を第11号とし、第8号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

（10）市史編さんに関する事項

第1条総務部の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）行政組織に関する事項

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や多様化する市民要望に即応した効率

的な行政組織を編成するとともに、総合戦略を着実に推進し、地方創生の実現に向けた組織体制を構築するため、本案を提出する。